

令和8年度 筑紫野市商工会「地域活性化商品券（紙券）」取扱要領

※前年度と同様、取扱店登録の要件として紙と電子の両方を取扱いいただくことが必須となります

1. 商品券事業の目的

筑紫野市内の商工業者で共通して使用できるプレミアム付き商品券の発行をもって、筑紫野市内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 商品券の管理者及び引換日等（予定）

- (1) 管理者 筑紫野市商工会
- (2) 名称 地域活性化商品券
- (3) 購入対象者 筑紫野市に住所を有する者
(スマートフォン非保持者もしくはスマートフォン操作が不慣れな方)
- (4) 引換方法 事前予約引換方式
 - ・ 購入希望者が事前にハガキで商工会へ応募し、応募多数の場合は抽選となる
 - ・ 当選者には購入引換券を発送、引換日に購入引換券と現金を商品券に引き換える
- (5) 応募期間
 - ・ 令和8年7月1日(水)から令和8年7月20日(月)までとする
 - ・ 当選者には、8月18日(火)までに購入引換券を発送予定
- (6) 引換日程
 - ・ 令和8年8月30日(日) 9:00~15:00
 - ・ 場所は、筑紫野市商工会にて

※都合により引き換えできない方に限り、以下の日時にも同場所引換
8月31日(月)、9月1日(火)、2日(水)、3日(木)、4日(金)
(9:00~11:00/13:00~15:00)
- (7) 販売額
 - ・ 販売総額 5千万円（プレミアム率20%）
 - ・ 現金1万円で1万2千円分の商品券(500円券24枚綴り)
 - ・ 限定5千冊（1人5万円分まで購入可）

※なお、令和8年8月30日時点で18歳未満は購入できない
また、代理購入は委任状を提出することで対応する
- (8) 使用方法
 - ・ 取扱店で現金と同様に使用できる。（商品券での支払いは釣銭を出さない）
 - ・ また、この商品券は筑紫野市内の商工業者の商品、サービスを対象としており、個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とした商品券事業の趣旨になじまない次ものは対象外とする

【商品券が使用対象外となるもの】

金券、回数券、バスカードやチャージ式カード及びチャージ料金、たばこ、公序良俗に反する物、ギャンブルやパチンコ店での支払い、指定ごみ袋・公共料金使用料支払い、プロパンガスの使用料等支払い、出資や債務の支払い、有価証券の購入、預金・貯金、地代・家賃・月極駐車場代、交通機関の定期券代、保育料、医療保険適用のある診察料・薬代自己負担分、車検の法定費用等

3. 商品券の取扱対象事業者

- ・ 商品券の対象は、市内の小売業・飲食業・サービス業・工業・建設業等のほとんどの業種とする
- ・ 取扱い事業者は、筑紫野市内に限る
- ・ 取扱店舗は、1会員につき1店舗とする
よって、1会員で複数店舗を有し、その店舗別で取扱店となる（取扱店一覧への記載）ことを希望する場合は、その店舗別に商工会に加入することが必要
- ・ 取扱店であることを明示する物を商工会より交付するので、それを掲示する
- ・ 商品券の使用対象は、取扱店が扱う物品・役務・業務(商品、サービス、工事関係等)とし、利用者から商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う
- ・ 受け取った商品券の2次使用（使いまわし）はしない
- ・ 本商工会へ未加入のまま取扱店となる場合、加盟金として本会会費徴収基準に則った金

額及び事業運営費（換金額の10%を都度）支払うこととする

- ・ 新たに取扱店登録を希望する団体等については、事業の目的に合致し会長が特別に承認した場合のみ取扱店になることができる

4. 商品券の内容

(1) 商品券の種類

500円券の24枚綴り（偽造防止、ナンバー入り）

- ・ 全店共通券（12枚） … 大型店、一般店どちらでも使用可
- ・ 一般券（12枚） … 一般店で使用可。大型店は使用不可

※一般店では24枚とも使用できる

※大型店とは、売場面積1千㎡以上の事業所

※大型店内の各店テナントも大型店扱いとなる

(2) 商品券の使用期間

令和8年8月30日(日)～令和8年11月30日(月)

※使用期限後の商品券は無効とする

(3) 商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項等）

- ① 本券は、筑紫野市内の取扱店のみで使用できる
- ② 本券は、現金とは引き換えできない
- ③ 本券は、公序良俗に反するもの、預・貯金、公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できない
- ④ 本券はたばこの購入に使用できない(たばこ事業法第36条第1項による)
- ⑤ 本券の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負わない
- ⑥ 本券では釣銭は支払われない
- ⑦ 本券は、消費喚起を目的としており、事業者が自社商品の購買や、事業用として利用する物品・サービス等の調達には使用できない
- ⑧ 不正防止のため立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は従うこと

5. 商品券の換金手続き

- ・ 20,000円以下の換金は現金にて支払い、20,500円以上の換金は翌週金曜日（祝日の場合は翌営業日）に振込みにて支払う
- ・ 振込手数料は本商工会負担とする
- ・ 非会員の換金に対する振込手数料は受益者負担とする
- ・ 取扱店は、消費者より受け取った商品券を換金期間内に商工会に持参すること
その際、商品券裏面の取扱店欄に貴店名を押印、または記入すること
- ・ 受け取った商品券の2次使用（使いまわし）はしないこと
※未使用の商品券を換金することはできない
その事実が判明した場合は、取扱店より除外し、換金を行わない
※上記を踏まえ、商品券取扱希望事業所は誓約書を兼ねた登録申請書を提出すること

6. 商品券の換金期間

令和8年9月14日(月)～令和8年11月30日(金)の月、火、水曜日の9時～16時及び

令和8年12月1日(火)～令和8年12月11日(金)の平日

（いずれも12～13時を除く、祝日、年末年始休みを除く）

※期間後の換金はいかなる場合もできないので、必ず期間内に換金すること

（最終換金日：令和8年12月11日(金)）

7. 商品券の換金手数料

令和8年度の換金手数料は無料とする（商工会員のみ）

なお、同手数料については取扱店の皆様にご負担がかからないよう業務効率の改善や経費削減に努めてまいりましたが、昨今の物価上昇に係るコスト高やデジタル商品券への対応もあり現状の手数を維持することが困難となってきております。つきましては、今後、手数料の見直しを行う場合もありますので予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

令和8年度 筑紫野市商工会「デジタル商品券（つくしちゃんペイ）」取扱要領
 ※前年度と同様、取扱店登録の要件として紙と電子の両方を取扱いいただくことが必須となります

1. 事業の目的

筑紫野市内の商工業者で共通して使用できるプレミアム付きのデジタル商品券の発行をもって、筑紫野市内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。また、デジタル決済が促進され、小規模事業者等のデジタル化やDX化による生産性の向上、デジタル化の推進による地域経済の活性化を図りデジタル先進地区となることも目的とする。

2. 管理者及び引換日等（予定）

- (1) 管理者 筑紫野市商工会
 (2) 名称 つくしちゃんペイ
 (3) 購入対象者 筑紫野市民もしくは市内に通勤・通学している人
 (残余が出た際は市外住民も購入可)
 (4) 引換方法 事前予約引換方式
- ・ 購入希望者が応募開始日より専用アプリで申込みし、応募多数の場合は抽選となる
 - ・ 購入期限内にコンビニエンスストアにて現金を支払いスマートフォンにチャージ、チャージ額に20%のプレミアム分が付与される
- (5) 応募期間
- ・ 令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)までとする
 - ・ 当選者には、7月15日(水)に専用アプリにて通知予定
- (6) 購入日程
- ・ 令和8年7月15日(水)より5日以内(予定)に現金をチャージする
 - ・ 期限後は現金がチャージできなくなり、換金未済分は抽選で再販売となる
- (7) 販売額
- ・ 販売総額 2億5千万円 (プレミアム率20%)
 - ・ 販売価格は5千円で、6千円分のデジタル商品券がチャージされる
 - ・ 1人、5万円分まで購入可
- (8) 使用方法
- ・ 取扱店で現金と同様に使用できる
 - ・ 店舗に設置する専用QRコードを利用者のスマートフォンで読み込み決済
 - ・ QRコードは店舗管理画面から印刷したものを使用する(新規取扱店は別途配布)
 - ・ また、このデジタル商品券は筑紫野市内の商工業者の商品、サービスを対象としており、本事業の趣旨・目的になじまない次ものは対象外とする

【商品券が使用対象外となるもの】

金券、回数券、バスカードやチャージ式カード及びチャージ料金、たばこ、公序良俗に反する物、ギャンブルやパチンコ店での支払い、指定ごみ袋・公共料金使用料支払い、プロパンガスの使用料等支払い、出資や債務の支払い、有価証券の購入、預金・貯金、地代・家賃・月極駐車場代、交通機関の定期券代、保育料、医療保険適用のある診察料・薬代自己負担分、車検の法定費用等。

3. 商品券の取扱対象事業者

- ・ デジタル商品券の対象は、市内の小売業・飲食業・サービス業・工業・建設業等のほとんどの業種とする
- ・ 取扱事業者は、筑紫野市内に限る
- ・ 取扱店舗は、1会員につき1店舗とする
- ・ よって、1会員で複数店舗を有し、その店舗別で取扱店となる(取扱店一覧への記載)ことを希望する場合は、その店舗別に商工会に加入することが必要
- ・ 取扱店であることを明示する物を商工会より交付するので、それを掲示する
- ・ デジタル商品券の使用対象は、取扱店が扱う物品・役務・業務(商品、サービス、工事関係等)とし、利用者から商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う
- ・ 取扱店は、紙とデジタルのどちらの商品券も取り扱うこととする
- ・ 本商工会へ未加入のまま取扱店となる場合、加盟金として本会会費徴収基準に則った金

額及び事業運営費（換金額の10%を都度）支払うこととする

- ・ 新たに取扱店登録を希望する団体等については、事業の目的に合致し会長が特別に承認した場合のみ取扱店になることができる

4. デジタル商品券の内容

(1) 種類

- ・ 全店共通券（3,000円） … 大型店、一般店どちらでも使用可
- ・ 一般券（3,000円） … 一般店で使用可。大型店は使用不可

※一般店では6,000円の全額使用できる

※大型店とは、売場面積1千㎡以上の事業所

※大型店内の各店テナントも大型店扱いとなる

(2) 使用期間

令和8年7月15日(水)～令和8年10月31日(土)

※期限後は使用不能・無効となる

(3) 使用の厳守事項

- ① 筑紫野市内の取扱店のみで使用できる
- ② 現金とは引き換えできない
- ③ 公序良俗に反するもの、預・貯金、公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できない
- ④ たばこの購入に使用できない(たばこ事業法第36条第1項による)
- ⑤ アプリ上での盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負わない
- ⑥ 消費喚起を目的としており、事業者が自社商品の購買や、事業用として利用する物品・サービス等の調達には使用できない
- ⑦ 不正行為防止のため、立ち入り検査または事情聴取の要請があった場合は従うこと

5. 換金手続き

- ・ 商工会への来会、計数、換金依頼書の記入等の手続き不要
- ・ 利用者がデジタル商品券を使用した金額は、自動的にデータ化され月2回、月末、15日締めめの6営業日後入金とし、指定口座へ振込（締め日に売上残高が1万円以上の場合のみ。最終振込時は千円以上とする。ただし、千円未満であれば商工会窓口にて現金で換金）
※初回締め日は7月末を予定（7月15日は締め日対象外）
- ・ 振込手数料（3万円未満550円、3万円以上770円）は取扱店の負担とし、換金の都度、換金額から振込手数料を差し引く
- ・ ただし、指定口座が筑邦銀行・福岡県信用組合であれば振込手数料は発生しない
※上記を踏まえ、商品券取扱希望事業所は誓約書を兼ねた登録申請書を提出すること

6. 商品券の換金期間

上記5.のとおり原則月2回振込。ただし、令和8年10月31日(土)に売上残高が千円未満の場合、令和8年11月16日(月)～令和8年11月30日(金)の月、火、水曜日の9時～16時及び令和8年12月1日(火)～令和8年12月18日(金)の平日で商工会窓口にて現金へ換金（いずれも12～13時を除く、祝日、年末年始休みを除く）

※期間後の換金はいかなる場合もできないので、必ず期間内に換金すること

（最終換金日：令和8年12月18日(金)）

7. 商品券の換金手数料

令和8年度の換金手数料は無料とする（商工会員のみ）

なお、同手数料については取扱店の皆様にご負担がかからないよう業務効率の改善や経費削減に努めてまいりましたが、昨今の物価上昇に係るコスト高やデジタル商品券への対応もあり現状の手数を維持することが困難となってきております。つきましては、今後、手数料の見直しを行う場合もありますので予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。